九州大学箱崎キャンパス跡地における土壌汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い旧理・工・農・本部事務局地区跡地において土壌汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀及びその化合物・砒素及びその化合物・鉛及びその化合物が検出されましたので、令和2年6月19日に土壌汚染対策法第14条(※1)及び土壌汚染対策法第3条第8項(※2)に基づき、土壌汚染調査結果を福岡市に提出いたしました。

このことにより、旧理・工・農・本部事務局地区跡地については、今後、福岡市から土壌汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

現在、当該汚染箇所は関係者以外立ち入らないように区画し、汚染箇所のうち汚染土壌が露出して直接摂取によるリスクが生じる可能性がある箇所について、シートで覆うなどの処理をしており、土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壌浄化への対応を進めます。 また、他区画においても順次調査を行ってまいります。結果が判明次第、今回同様、公表してまいります。

検出物質		基準値超過面積/ 調査面積(㎡)	最大値	基準値			
	水銀及び その化合物	500/30,095	0.0088	0.0005以下			
土 壌 溶 出 量 基 準 (mg/1) (※ 3)	砒素及び その化合物	100/30,095	0.032	0.01以下			
	鉛及び その化合物	999/30,095	0. 21	0.01以下			
土壤含有量基準(mg/kg) (※ 4)	鉛及び その化合物	100/30,095	180	150 以下			

※複合汚染面積(1カ所から複数の汚染物質が検出された面積) 100 m²

<調査等の実施日>

- 1. 土壌汚染調査(状況調査・詳細調査) 令和元年9月27日~令和2年5月8日
- 2. 本調査周辺井戸 (M4、M7~10、工学部 NO.7 井戸)

令和2年5月12日~令和2年5月28日

-構内井戸及びモニタリング井戸の地下水調査 平成28年6月1日~令和2年5月28日

※継続調査

<土壌汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡市東区箱崎6丁目10-1の一部 1,599 ㎡

※汚染物質等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

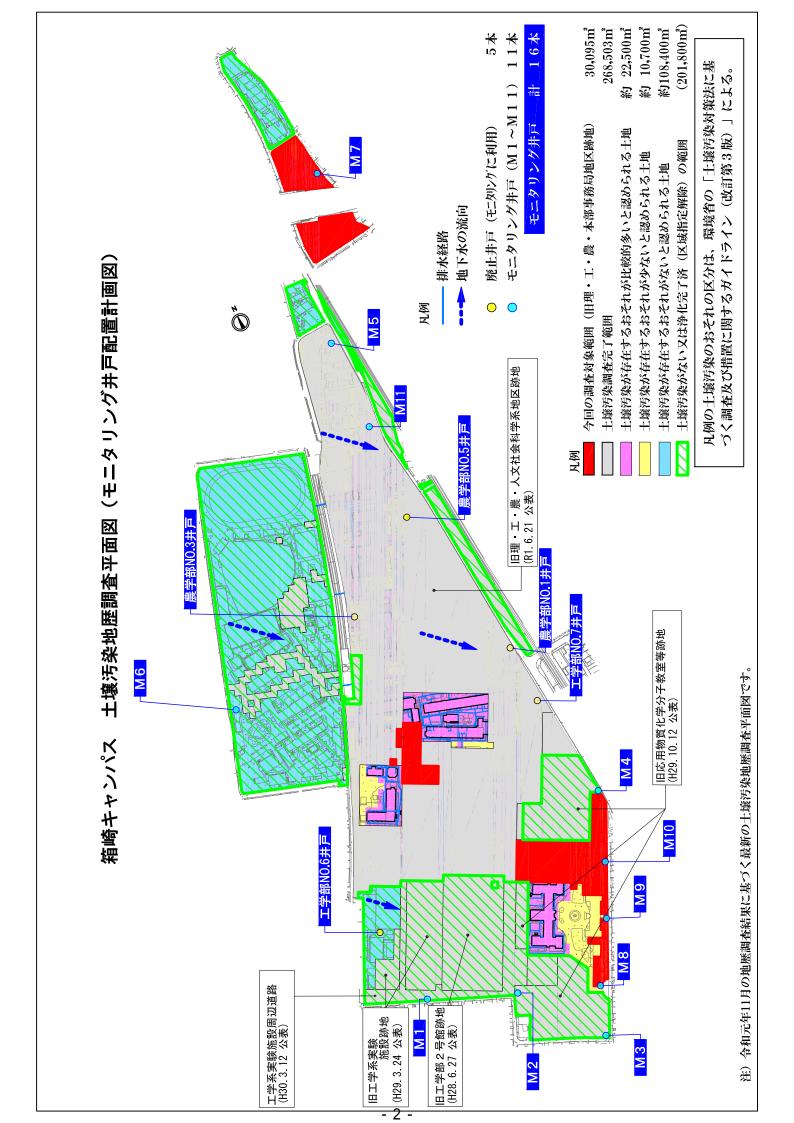
- (※1)土壌汚染対策法第14条:自主的な土壌汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。
- (※2)土壌汚染対策法第3条第8項:一定の規模以上の土地の形質変更を行う場合。
- (※3)土壌溶出量基準:汚染土壌から特定有害物質が溶出した地下水を飲用することによる健康リスクの基準値
- (※4)土壌含有量基準:特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクの基準値

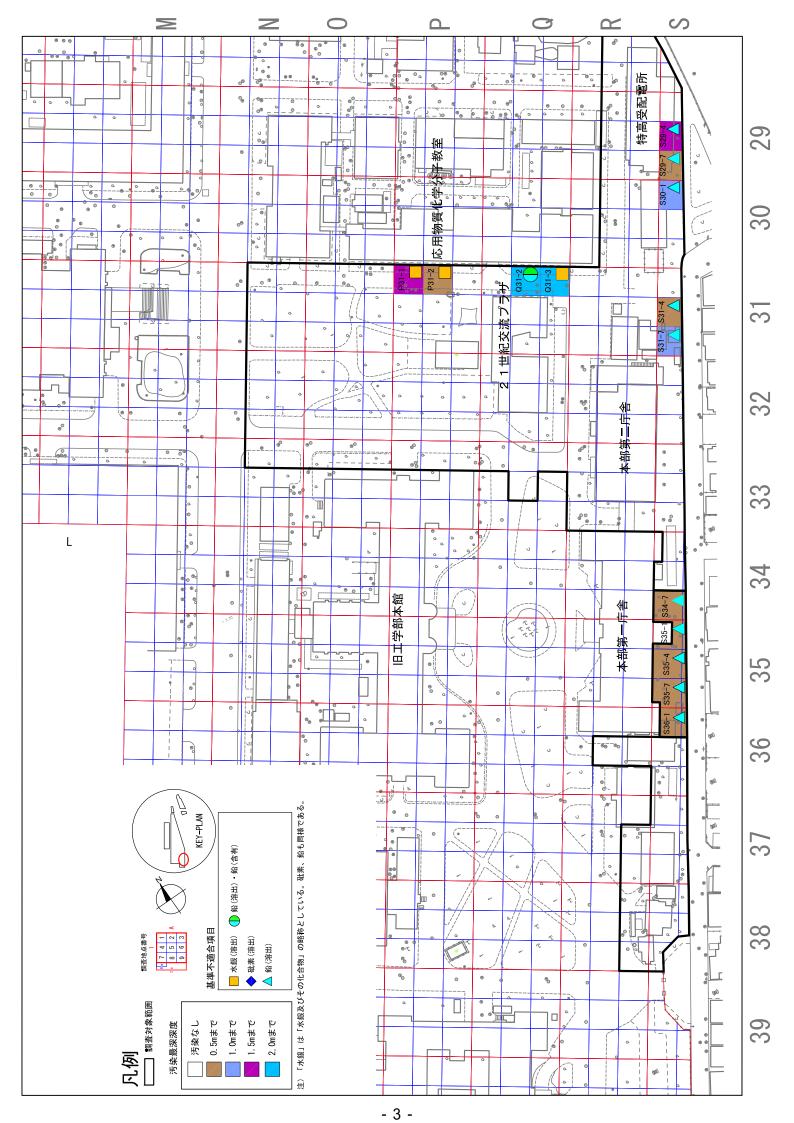
【お問い合せ】九州大学統合移転推進部統合移転推進課 豊福,三分一(さんぶいち)

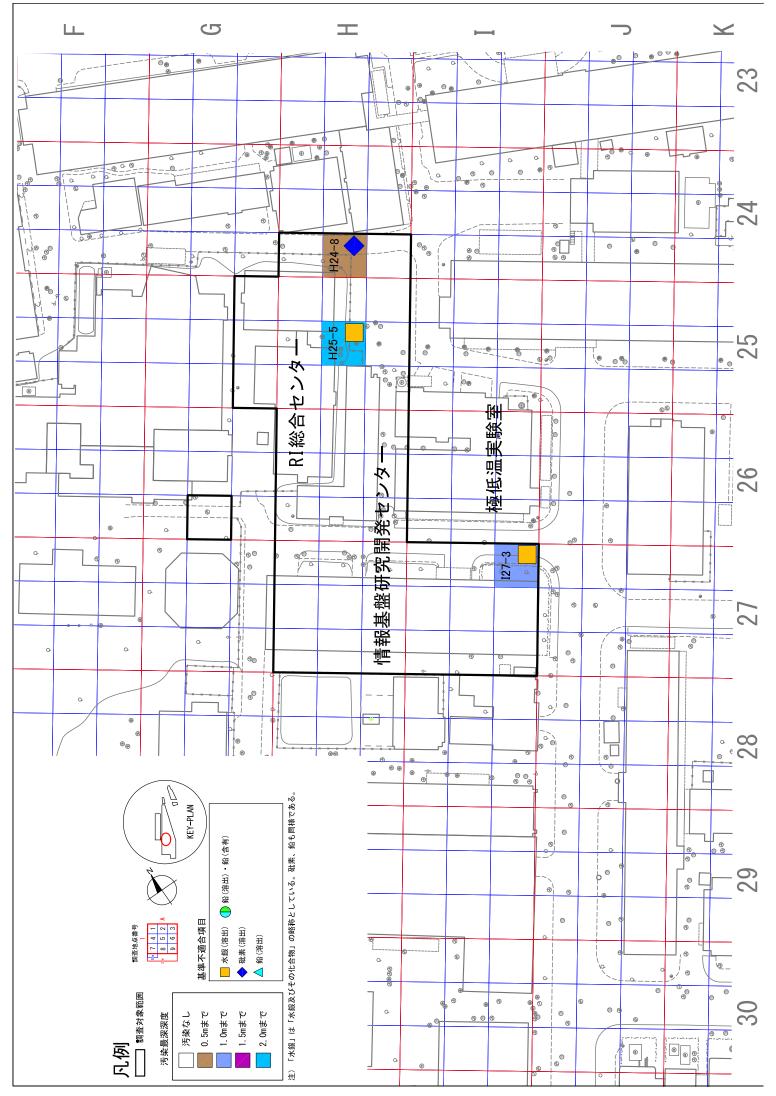
電話:092-642-3051, 2231

FAX: 092-642-7373 Mail: kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp

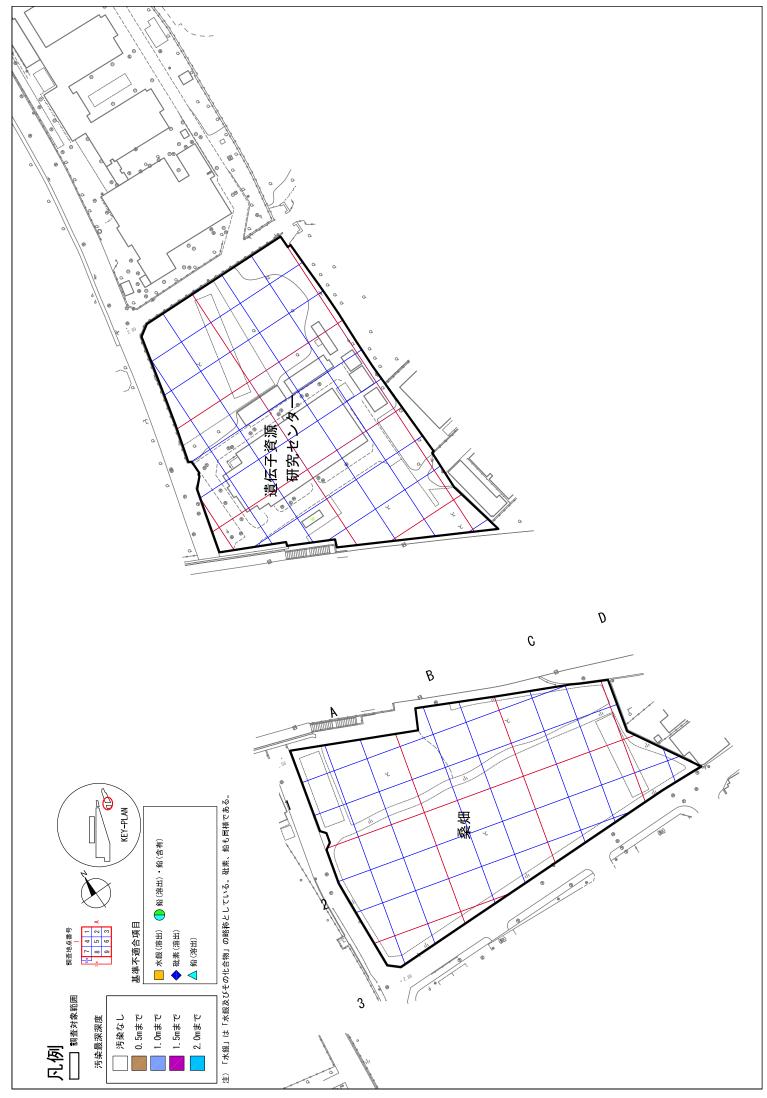
URL : http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/hakozaki-campus/soil







- 4 -



箱崎キャンパス 既設井戸及び敷地境界モニタリング井戸の水質検査について

	備考							敷地境界モニタリング代用井戸	敷地境界モニタリング代用井戸	敷地境界モニタリング代用井戸		敷地境界モニタリング代用井戸		敷地境界モニタリング代用井戸				平成28年6月モニ外ング・井戸設置					平成28年10月モニタリング・井戸設置		令和元年11月モニタリング井戸設置**	
	R2	5月 定期 検査	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	**	0	0	0	0	0	
		2月 定期 検査	Ι	1	_	1	1	0	0	0	_	0	_	0	0	0	0	0	0	*	0	0	0	0	0	
	R1	1 定期 大学	1	1	_	1	1	0	0	0	_	0	-	0	0	0	0	0	0	×*3	0	0	0	0	0	
		7月 別 定期 を養	I	1	_	1	1	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	.3 ×*3	0	0	0	0		
		a 5月 明 定期 を		-	-	-	1	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	×*3	0	0	0	0		
¥		月 2月 朔 定期 養養				1		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
質調建	H30	月 加 加 加 上 基 基	1	1	1		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0		
質の水		月 8月 期 定期 査 検査		1	1	1	1	0	0 0	0 0	1	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1害物{		2月 5月 定期 定期 検査 検査	1	1	1		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法の者		11月 2 定期 定 検査 検	_	_	_	· 	_	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
松対策	H29	9月 緊急 調査 極	1		1	1	1	-	_	<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>	0	0	0	<u> </u>	1	1	0	0	0		
土壌汚染対策法の有害物質の水質調査*1	I	8月 定期 繁養	1	_	_	1	_	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4月 定期 検査	I	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		m2
	H28	3月 緊急 調査	1	Τ	-	1	-	0	-	Ι	-	Ι	Ι	Ι	0	0	Ι	Ι	I	Ι	Ι	ı	Ι	Ι		計招沿
		1月 検査	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		某準値招渦
		10月 緊急 調査	Τ	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		II ×
		9月 定期 検査	1	1	_	1	-	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					K
		6月 緊急 調査	1	Τ	_	0	1	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					〇二基準値以下
	Н30	定 検 査	1	1	1	1	1	1	10月 廃止	10月 廃止	10月 廃止	10月 秦	10月 秦止	10月 秦止												其進
	H29	定期	1	1	_	1	1	Τ	0	0	0	0	-	1												= C
	H28	() () () () () () () () () ()	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1												
₩	3 H27	所 検査	1		6月 廃止	1	1	11月 廃止		0	0	0	1	1												物質
水質調	5 H26	明 校 上 校	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	田山	— Т												有害
基づくフ	4 H25	朝 佐 養	Г.	0	0	1		0	0	0	0		(使用) (停止)	_												4世代
水道法に基づく水質調査	H23 H24	期 企期 查	0 廃止	0 0	0	月十	1	0	0 0	0 0	0	0	0	0												長法の
	н22 н	定期 定期 検査 検査	0			- 10月 廃止	-		0			0	0	0												松林
	H21 H2	定期 定機	0	0 0	0 0	1	1	0	0	0 0	0 0	0	0	0												镶污
	н20 н	定期 定検	0	0	0	_	1	0	0	0	0	0	0	0												.4 4
	н19 н	定期 検査 検	0	0	0	使用 停止		0	0	0	0	0	0	0												き複す
	井戸の上		一	一	一	廃止	藤山	廃止(一 不變	一	一	一	一	廃止 (重7目節事
	中		工学部 No.1	工学部 No.2	工学部 No.3	工学部 No.4	工学部 No.5	工学部 No.6	工学部 No.7	農学部 No.1	農学部 No.2	農学部 No.3	農学部 No.4	農学部 No.5	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	6W	M10	M11	水道法水質基準項目と重複する土壌汚染対策法の特定有害物質
	種既設井戸																				口例					

・ 〇 一 本 年 恒 久 ト 小例 小坦沽小貝金牛垻日C里俊りの工場万米刈束法の特に有吉彻貝

赤字は、モニタリング井戸及びモニタリング代用井戸を示す。(土壌汚染対策法の有害物質25種類を調査 $)^*$ 1

*1 土壌汚染対策法の改正に伴い平成29年4月1日よりクロロエチレンを加えた有害物質26種類の地下水分析調査を実施。 *2 井戸の状況の「廃止」については、保健所へ井戸の廃止を届出たことを示す。 *3 R1.5月~R2.5月までのモニタリング井戸M6でふっ素及びその化合物が地下水基準値超過(測定値:10~1.9mg/L(基準値:0.8mg/L))となった。 *4 解体工事等に伴い農学部No.4井戸が使用不可になったため、近接した場所に新たなモニタリング井戸を設けた。